

24 練危防第 10154 号  
平成 24 年 10 月 2 日

練馬区安全・安心協議会会長 殿

練馬区長 志 村 豊志郎

「練馬区安全・安心協議会」への諮問について

「練馬区民の安全と安心を推進する条例（平成 16 年 12 月練馬区条例第 54 号）」第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

別紙のとおり

2 答申について

平成 24 年末を目途に答申いただくようお願いします。

## 1 諮問事項

震災時における地域の防犯・防火体制について

## 2 趣旨

地震直後においては、区は警察・消防などの防災関係機関と連携・協力して、区民の生命および身体の安全の確保と救出・救護に全力を挙げて取り組むため、震災直後からしばらくの間は、地域の防犯・防火活動を災害前と同様に行うことは困難な状況にある。

しかし、避難勧告が発令され、住民が避難し、その地域に人が少なくなった場合において、被災地域の治安を維持する事は、極めて重要なことである。

よって、震災時において、地域の治安を維持するための地域住民の防犯・防火活動体制について諮問するものである。